

記入上の注意（2号・3号認定用）

次の点に注意してご記入ください。なお、家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとにこの申請書が必要です。

提出先 ■上山市役所 子ども子育て課 1階 11番窓口

- 1 「申請に係る児童名」の欄は、「児童名」にふりがなを付すとともに、「年齢」は令和8年4月1日時点の満年齢で記入
- 2 「個人番号」の欄は、マイナンバーを記入
- 3 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入
- 4 「利用を希望する施設（事業者）名」は希望する順に施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例：自宅から距離が近いため、既に兄弟姉妹が利用しているため等）を記入
- 5 「申請に係る児童の家族状況」の欄は、「申請に係る児童」以外の家族全員について記入するとともに、「年齢」は令和8年4月1日時点の満年齢で記入
- 6 「生活保護の適用」、「ひとり親世帯」の欄は該当するものに○印
- 7 「障がい児施設等」とは、次の学校もしくは施設又はサービスをいいます。

特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援

【施設を利用できる基準】は、保護者が次の表に上げるような場合です。

施設を利用できる基準	
1	就労 月64時間以上の労働を常態としてすること
2	妊娠・出産 妊娠中または出産後間がないこと【産前・産後各8週間】
3	保護者の疾病、障がい 保護者が病気もしくは負傷し、または心身に障がいがあること
4	介護等 同居家族（長期入院等している親族を含む）を常時看護（看護）していること
5	災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること
6	求職活動 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
7	就学 大学や専門学校、もしくは職業訓練校等に在学していること
8	虐待やDVのおそれがあること
9	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
10	その他、やむを得ない事情があると市長が認めるとき
保育時間	
① 保育短時間（1日8時間まで利用） 1か月あたり64時間以上就労	② 保育標準時間（1日11時間まで利用） 1か月あたり120時間以上就労

保育の利用が必要かどうかを確認するため、次の書類を添付してください。

■ **保育の利用に必要な証明書類**

児童の**両親**の書類が必要です。

下記の用紙（就労証明書、求職活動申告書、申立書（疾病・介護等））は、子ども子育て課、各保育所、各認定こども園、総合子どもセンター「めんごりあ」にあります。

区 分	添 付 書 類
会社などに勤めている	就労証明書 （会社、事業主等から証明してもらってください。）
育児休業中 ※	
勤務が内定している	
自営業や農業などの	就労証明書 及び、事業をしていることがわかる書類（ 税の申告書、開業届、出荷証明書等 ）
求職活動をしている	ハローワーク（公共職業安定所）の 求職受付票 （ハローワークカード） 求職受付票がない場合は 求職活動申告書
学校などに通っている	在学証明書 （学校等から証明してもらってください。）
病気や負傷している	申立書（疾病・介護等） 及び、 医師の診断書 （加療期間と、児童の保育が出来ない旨の記載があるもの）
障がい有している	障がい者手帳の写し
同居の家族の介護や看護	申立書（疾病・介護等） 及び、介護や看護が必要な方の 診断書 、または、 障がい者手帳・介護保険被保険者証 の写し。
出産の前後 （産前・産後の各8週間）	母子手帳の写し （分娩予定日、または誕生日が記載されているページ及び表紙）

※ 育児休業取得中の場合は復職日の1か月前からの入所となります。

■ 2号・3号認定は「利用希望」の「利用時間」や保護者の就労時間により、「保育短時間」（1日8時間まで利用）と「保育標準時間」（1日11時間まで利用）に区分されます。

■ 保育所等への利用については、

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いることや施設の入所状況によっては希望する施設を利用できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

がありますのであらかじめご承知ください。

問合せ先

上山市子ども子育て課 子ども保育係

電話023-672-1111（内線143・149）